

避難指示までに**全員避難!**

*避難勧告は廃止されました

災害発生時の避難に関する情報が変更になりました。

避難勧告が廃止になり、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示が発令されます。

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | | これまでの避難情報等 |
|-------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| 5 | 災害発生又は切迫 | 緊急安全確保 | 災害発生情報 (発生を確認した時に発令) |
| 4 | 災害のおそれ高い | 避難指示 | ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 3 | 災害のおそれあり | 高齢者等避難 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 | 気象状況悪化 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

警戒レベル4までに必ず避難!



◇警戒レベル5は安全な避難が出来ない状況です。「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません!

◇警戒レベル4「避難勧告」は廃止されました。「避難指示」で危険な場所から全員避難しましょう。

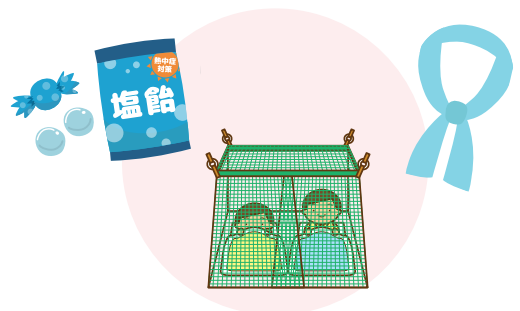
ポイント ◇避難に時間のかかる高齢者や障がいのある方は、警戒レベル3「**高齢者等避難**」で避難しましょう。

防災士だより 4

家庭にあると便利な備蓄品 ～「暑さ対策のプラスα」～

脱水症状になりやすい季節は、普段の備蓄だけでなくプラスαの備えが必要になります。夏の災害時に安心できる備蓄品を紹介します。

- 脱水症予防** 塩あめ、粉末のスポーツ飲料、経口補水液
- 防虫対策** 蚊帳テント、虫除けスプレー、殺虫剤
- 冷却グッズ** 冷却シート、ボディシート、ウエットシート



国民年金保険料についてのお知らせ

保険料を納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、住民環境課で手続きをしてください。令和3年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができますので、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある人は住民環境課または年金事務所へご相談ください。

■ 住民環境課 ☎ 64-7105 年金事務所 ☎ 78-5166